

1. 議事日程

〔平成26年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目〕

平成26年 9月 9日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 認定第1号 平成25年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第2号 平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第3号 平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第4号 平成25年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第5号 平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第6号 平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第7号 平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第8号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第9号 平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第10号 平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第11号 平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第12号 平成25年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第13号 平成25年度安芸高田市水道事業決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第55号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第56号 安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例 |
| 日程第18 | 議案第57号 安芸高田市共同墓地条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第58号 財産の無償譲渡について【元吉田口駐在所（建物）】 |
| 日程第20 | 議案第59号 財産の無償貸付について【元吉田口駐在所（土地）】 |
| 日程第21 | 議案第60号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第22 | 議案第61号 安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 |

- 日程第 2 3 議案第62号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 2 4 議案第63号 安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 2 5 議案第64号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 2 6 議案第65号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第67号 平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 2 8 議案第68号 平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 2 9 議案第69号 平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 0 議案第70号 平成26年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 1 議案第71号 平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 2 議案第72号 平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 3 議案第73号 平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 4 議案第74号 平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 5 議案第75号 平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	玉 重 輝 吉	2 番	玉 井 直 子
3 番	久 保 慶 子	4 番	下 岡 多美枝
5 番	前 重 昌 敬	6 番	石 飛 慶 久
7 番	児 玉 史 則	8 番	大 下 正 幸
9 番	水 戸 眞 悟	10 番	先 川 和 幸
11 番	熊 高 昌 三	12 番	宍 戸 邦 夫
13 番	山 本 優	14 番	秋 田 雅 朝
15 番	藤 井 昌 之	16 番	青 原 敏 治
17 番	金 行 哲 昭	18 番	塚 本 近

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

12番 宋戸邦夫 13番 山本優

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	浜田一義	教育長	永井初男
総務部長	沖野文雄	企画振興部長	武岡隆文
市民部長	小笠原義和	産業振興部長	清水勝
福祉保健部長兼福祉事務所長	中元寿文	建設部長兼公営企業部長	西原裕文
教育次長	叶丸一雅	消防長	久保高憲
会計管理者	広瀬信之	八千代支所長	河野雄二
美土里支所長	高本修	高宮支所長	中谷文彦
甲田支所長	秋重正義	向原支所長	神岡眞信
総務課長	杉安明彦	財政課長	西岡保典
政策企画課長	山平修		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	外輪勇三	事務局次長	近永義和
総務係長	森岡雅昭	専門員	大足龍利



午前10時00分 開会

○塚本議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育委員長、代表監査委員より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧が提出されております。
第2点、市長より議会の委任による専決処分事項について1件の報告がありました。
第3点、市長より3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について2件の報告がありました。
第4点、市長より安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について1件の報告がありました。
第5点、監査委員より平成26年6月分及び7月分の例月出納検査の報告がありました。
第6点、監査委員より財政援助団体等の監査の結果について報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので御了承ください。以上で諸般の報告を終わります。

○塚本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、12番 宍戸邦夫君、及び13番 山本優君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○塚本議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 秋田雅朝君。

○秋田議会運営委員長 おはようございます。
議会運営委員会報告を行います。
平成26年第3回定例会の運営につきまして、去る、8月12日及び9月2日

に議会運営委員会を開き、次のとおり、決定いたしましたので報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から9月30日までの22日間といたしました。議事の都合により、9月10日並びに、9月13日から9月29日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、認定13件、議案20件の計33件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、認定第1号から第13号までの13件につきましては、提案理由の説明の後、監査報告、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託、議案第67号から第75号までの9件につきましても、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

また、議案第55号は総務企画常任委員会へ、議案第56号、第61号から第63号及び第65号は、文教厚生常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。その他の議案につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、9月2日の議会運営委員会までに提出のあった陳情・要望等につきましては、お手元に配布した一覧表のとおり、総務企画常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、11人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、9月11日を6人、12日を5人といたします。

以上、報告を終わります。

○塚本議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は22日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

|      |       |                                       |
|------|-------|---------------------------------------|
| 日程第3 | 認定第1号 | 平成25年度安芸高田市一般会計決算の認定について              |
| 日程第4 | 認定第2号 | 平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について        |
| 日程第5 | 認定第3号 | 平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について       |
| 日程第6 | 認定第4号 | 平成25年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について          |
| 日程第7 | 認定第5号 | 平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について        |
| 日程第8 | 認定第6号 | 平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について       |
| 日程第9 | 認定第7号 | 平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |

- 日程第10 認定第8号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第9号 平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第10号 平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第11号 平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第12号 平成25年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第13号 平成25年度安芸高田市水道事業決算の認定について

○塚本議長 日程第3、認定第1号「平成25年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第15、認定第13号「平成25年度安芸高田市水道事業決算の認定について」の件までの13件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成26年第3回定例会を招集させていただきましたところ、御多用の中、御参集賜りまことにありがとうございます。

去る8月19日夜から20日未明にかけて広島市を中心に局地的な豪雨をもたらした、平成26年8月豪雨では多数の土砂災害が発生し、今もなお懸命な復旧活動が行われております。

現在、広島市への災害支援として人的支援、物資的支援の両面から広島市、とりわけ被災地の意向と要望を確認しながら進めさせていただいております。また安芸高田市としての見舞金につきましては、現在なお、救出作業が続いておりますので、適切な時期を見計らって持参したいと考えております。

これから台風の時期を迎えます。本市といたしましても、いつ、何時怒るかもしれない災害に備え、市民の皆さんが安心して生活できる環境づくりに努力してまいりたいと考えております。

さて、このたび定例会では、平成25年度の決算認定議案13件、条例及び補正予算関係の議案20件を提出いたしております。どうかよろしく御審議を賜りますよう、お願いをいたします。

それでは、認定第1号から認定第13号までの提案理由についての御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、平成25年度安芸高田市一般会計決算及び各特別会計決算並びに安芸高田市水道事業決算の認定を求めらるるものであります。認定第1号から認定第13号まで、一括して説明をさせていただきます。

最初に、認定第1号「平成25年度安芸高田市一般会計決算」は、歳入総額230億8,473万6,218円、歳出総額223億4,917万1,805円で、実質収支5億3,841万3,413円となりました。

次に、認定第2号「平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算」は、歳入総額46億6,295万5,283円、歳出総額41億9,102万5,434円で、実質収支4億7,192万9,849円となりました。

次に、認定第3号「平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算」は、歳入総額4億3,659万5,924円、歳出総額4億2,816万5,393円で、実質収支843万531円となりました。

次に、認定第4号「平成25年度安芸高田市介護保険特別会計決算」は、歳入総額41億7,115万5,925円、歳出総額41億2,553万6,094円で、実質収支4,561万9,831円となりました。

次に、認定第5号「平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計決算」は、歳入総額4,867万4,809円、歳出総額4,730万888円で、実質収支137万3,921円となりました。

次に、認定第6号「平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算」は、歳入総額3億8,549万626円、歳出総額3億8,120万1,643円で、実質収支7万983円となりました。

次に、認定第7号「平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算」は、歳入総額4億3,332万8,451円、歳出総額4億3,329万2,866円で、実質収支3万5,585円となりました。

次に、認定第8号「平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算」は、歳入総額4億4,666万3,516円、歳出総額4億3,374万2,617円で、実質収支7万2,899円となりました。

次に、認定第9号「平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算」は、歳入総額3億1,228万1,365円、歳出総額3億1,220万9,240円で、実質収支7万2,125円となりました。

次に、認定第10号「平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算」は、歳入総額919万2,804円、歳出総額914万7,724円で、実質収支4万5,080円となりました。

次に、認定第11号「平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算」は、歳入総額8億848万4,982円、歳出総額7億8,740万818円で、実質収支90万9,164円となりました。

次に、認定第12号「平成25年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算」は、歳入総額1,434万3,047円、歳出総額1,431万1,079円で、実質収支3万1,968円となりました。

次に、認定第13号「平成25年度安芸高田市水道事業決算の収益的収入及び支出の決算額」は、収入額2億5,159万2,028円、支出額2億3,798万78円で、当年度純利益は631万7,159円で、当年度未処分利益剰余金は7,766万8,837円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算額は、収入額1億2,394万7,519円、

支出額2億2,686万309円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億291万2,790円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額729万4,791円、当年度分損益勘定留保資金7,519万2,194円、及び建設改良積立金2,042万5,805円で補てんをしたものであります。

以上、13議案につきまして、慎重に審議をいただき、適切なる認定をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○塚本議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて、会計管理者から要点の説明を求めます。

会計管理者 広瀬信之君。

○広瀬会計管理者

平成25年度安芸高田市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、決算書に基づいて要点の御説明を申し上げます。

初めに、一般会計の歳入歳出決算でございます。決算書の5ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額236億4,203万8,000円、調定額241億3,129万6,920円に対しまして、収入済額は230億8,473万6,218円で、収納率は95.7%でございます。1,669万8,563円の不納欠損処分を行い、10億3,041万4,800円が収入未済となりました。この収入未済額には繰越明許費に係る財源でございます、国庫支出金、県支出金、市債、分担金及び負担金などが含まれております。

次に、歳出の決算でございます。11ページをお開きください。

予算現額236億4,203万8,000円に対して、支出済額は223億4,917万1,805円で、執行率は94.5%でございます。繰越明許費として7億1,955万5,000円を翌年度に繰り越しております。

14ページをお開きください。

以上の結果によりまして、平成25年度一般会計の収支決算は歳入総額230億8,473万6,000円、歳出総額223億4,917万2,000円となり、歳入歳出差引額は7億3,556万4,000円となりましたので、これを翌年度へ繰り越いたしました。

なお、実質収支額は繰越明許費に係る一般財源等1億9,715万1,000円を差し引いた5億3,841万3,000円の黒字となり、このうち4億円を地方自治法第233条の2の規定により減債基金に繰り入れをいたしました。

それでは、主な歳入につきまして、款別に御説明をいたします。15ページをお開きください。

1款市税は収入済額33億9,536万9,845円で、調定額に対する収納率は95.7%でございます。1,490万2,127円の不納欠損処分を行い、1億3,894万6,005円が収入未済となりました。

19ページをお開きください。

10款地方交付税は、収入済額101億9,195万8,000円でございます。

12款分担金及び負担金は、収入済額2億9,440万6,406円で、収納率は95.1%でございます。保育所保護者負担金などや事業の繰り越しに伴います農業費分担金等を含め、1,517万1,831円が収入未済となりました。



21ページをお開きください。

13款使用料及び手数料は、収入済額3億5,083万1,959円で、収納率は96.9%でございます。164万2,888円の不納欠損処分を行い、市営住宅使用料、し尿処理手数料等946万8,844円が収入未済となりました。

27ページをお開きください。

14款国庫支出金は、収入済額18億901万2,536円で、収納率は96.7%でございます。収入未済額6,081万6,000円は事業の繰り越しに伴います災害復旧費国庫負担金等の一部がそれぞれ収入未済となったものでございます。

33ページをお開きください。

15款県支出金は、収入済額17億2,101万8,706円で、収納率は97.6%でございます。収入未済額4,258万2,455円は、事業の繰り越しに伴います民生費県補助金等の一部がそれぞれ収入未済となったものでございます。

53ページをお開きください。

20款諸収入は、収入済額2億1,116万2,763円で、収納率は37%でございます。15万3,548円の不納欠損処分を行い、貸付金等3億5,962万9,665円が収入未済となりました。

61ページをお開きください。

21款市債は、収入済額35億8,700万円で、収納率は89.9%でございます。収入未済額4億380万円は事業の繰り越しに伴います充当事業債がそれぞれ収入未済となったものでございます。

続いて、歳出につきまして款別に御説明をいたします。67ページをお開きください。

1款議会費は、支出済額1億9,155万6,414円で、執行率は97.4%でございます。

2款総務費は支出済額53億1,651万1,026円で、執行率は91.4%でございます。繰越明許費3億3,250万2,000円は事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

83ページをお開きください。

3款民生費は、支出済額55億603万8,021円で、執行率は96.1%でございます。繰越明許費8,995万2,000円は事業の繰り越しに伴います委託料、負担金補助及び交付金等を翌年度へ繰り越したものでございます。

97ページをお開きください。

4款衛生費は、支出済額15億4,184万7,014円で、執行率は96.1%でございます。

101ページをお開きください。

5款労働費は、支出がございませんでした。

6款農林水産業費は、支出済額16億2,488万7,773円で、執行率は93.1%でございます。繰越明許費8,430万5,000円は事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

109ページをお開きください。

7款商工費は、支出済額1億2,079万3,637円で、執行率は91.8%でございます。

111ページをお開きください。

8款土木費は、支出済額14億7,133万2,664円で、執行率は91.1%でございます。繰越明許費9,070万9,000円は事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

119ページをお開きください。

9款消防費は、支出済額6億4,536万1,406円で、執行率は94.2%でございます。繰越明許費1,650万円は事業の繰り越しに伴い委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

121ページをお開きください。

10款教育費は、支出済額16億803万9,975円で、執行率は97.3%でございます。

137ページをお開きください。

11款災害復旧費は、支出済額1億4,007万8,186円で、執行率は54.8%でございます。繰越明許費1億558万7,000円は事業の繰り越しに伴います工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

139ページをお開きください。

12款公債費は、支出済額41億8,272万5,689円で、執行率は99.96%でございます。

13款予備費につきましては、2款総務費及び3款民生費に446万3,000円を充当いたしております。

歳出につきましては、以上でございます。

これから御説明をいたします11の特別会計の決算につきましては、各会計とも実質収支概要の説明とさせていただきます。

それでは初めに、国民健康保険特別会計の歳入歳出決算でございます。150ページをお開きください。

歳入総額46億6,295万5,000円、歳出総額41億9,102万5,000円で、歳入歳出差引額は4億7,193万円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。なお、調定に対する歳入の収納率は97.4%で、国民健康保険税1億1,597万6,599円が収入未済となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。180ページをお開きください。

歳入総額4億3,659万6,000円、歳出総額4億2,816万5,000円で、差し引き843万1,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、歳入の収納率は100.05%で、これにつきましては収入済額の中に還付未済額が含まれており、後期高齢者医療保険料32万8,098円が収入未済となっております。

続いて、介護保険特別会計でございます。198ページをお開きください。

歳入総額41億7,115万6,000円、歳出総額41億2,553万6,000円で、差し

引き4,562万円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、歳入の収納率は99.8%で、介護保険料694万5,290円が収入未済となっております。

次に、介護サービス特別会計でございます。228ページをお開きください。

歳入総額4,867万5,000円、歳出総額4,730万1,000円で、差し引き137万4,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。歳入の収納率は100%で、収入未済はございません。

次に、公共下水道事業特別会計でございます。238ページをお開きください。

歳入総額3億8,549万1,000円、歳出総額3億8,120万2,000円で、差し引き額は428万9,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、実質収支額は繰越明許費に係る一般財源等421万8,000円を差し引いた7万1,000円の黒字となりました。歳入の収納率につきましては82.2%で、加入者分担金46万2,000円、下水道使用料82万6,179円のほか、事業の繰り越しに伴います国庫補助金等の一部がそれぞれ収入未済となったものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計でございます。252ページをお開きください。

歳入総額4億3,332万8,000円、歳出総額4億3,329万3,000円で、差し引き3万5,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、歳入の収納率は99.6%で、下水道使用料161万6,142円が収入未済となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。266ページをお開きください。

歳入総額4億4,666万4,000円、歳出総額4億3,374万3,000円で、差引額は1,292万1,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、実質収支額は繰越明許費に係る一般財源等1,284万8,000円を差し引いた7万3,000円の黒字となりました。歳入の収納率につきましては97.6%で、下水道使用料119万7,153円、及び事業の繰り越しに伴います工事負担金974万円が収入未済となったものでございます。

次に、浄化槽整備事業特別会計でございます。280ページをお開きください。

歳入総額3億1,228万1,000円、歳出総額3億1,220万9,000円で、差し引き7万2,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、歳入の収納率は99.5%で、浄化槽使用料161万1,762円が収入未済となっております。

次に、コミュニティ・プラント整備事業特別会計でございます。294ページをお開きください。

歳入総額919万3,000円、歳出総額914万8,000円、差し引き4万5,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。歳入の収納率

は100%で、収入未済はございません。

次に、簡易水道事業特別会計でございます。306ページをお開きください。

歳入総額8億848万5,000円、歳出総額7億8,740万1,000円で、差引額は2,108万4,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、実質収支額は繰越明許費に係る一般財源等2,017万5,000円を差し引いた90万9,000円の黒字となりました。歳入の収納率は95.1%で、水道使用料401万9,568円、及び事業の繰り越しに伴います工事負担金3,757万円が収入未済となっております。

次に、飲料水供給事業特別会計でございます。320ページをお開きください。

歳入総額1,434万3,000円、歳出総額1,431万1,000円で、差し引き3万2,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、歳入の収納率は99.98%で、水道使用料2,436円が収入未済となっております。

325ページ以降につきましては、公有財産、債権、物品、基金等、財産に関する調書でございます。

以上で、平成25年度一般会計及び各特別会計の決算の要点説明を終わります。よろしく願いいたします。

○塚本議長 これをもって要点の説明を終わります。

次に、監査委員から、本13件に関する審査意見の報告を求めます。

代表監査委員 木原張登さん。

○木原代表監査委員 平成25年度一般会計、特別会計及び水道事業会計、並びに健全化判断比率等の審査でございますが、安芸高田市監査基準に基づき予算の執行、事業の経営が適正かつ効率的に行われているか、健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる書類の計数が正確に計上され、適正に作成しているかを主眼に、水戸監査委員と慎重に審査を行い、合議に達しましたので、御報告を申し上げます。

初めに、平成25年度安芸高田市各会計歳入歳出決算に関する審査につきまして、お手元に配付されております意見書により御報告を申し上げます。

審査は一般会計及び11の特別会計の決算書、その他の附属書類が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、例月出納検査の結果等を踏まえ、関係職員の説明を求めるなどにより行いました。

審査の結果、決算書類等は法令に基づき適正に処理されており、証書類との照合審査により計数は正確であることを認め、また予算の執行はおおむね適正であると認めました。

決算の状況でございますが、一般会計、特別会計をあわせた総額は形式収支、実質収支は黒字で、単年度収支は赤字となっております。市債の借入残高は468億3,349万1,000円と、前年度より0.9%減少し、収入未

済額は6億5,620万2,000円で、前年度と比べ1.2%増加しております。普通会計における財政構造をみますと、財政力指数は前年度より0.006ポイント上昇し0.323、経常収支比率は88.1%で、前年度より0.9ポイント下降と、2年続けて改善しましたが、以前、経常一般財源の乏しい状況にあります。

意見でございますが、平成25年度は新市建設計画の懸案事項であった葬斎場や向原生涯学習センターなどの大型建設事業を終えられるなど、合併10周年を迎え、さまざまな面で区切りのついた年であったと感じております。

個別項目につきまして、主なものを3点を述べさせていただきます。

まず収入未済ですが、市税等滞納整理本部と中心として債権管理に当たられ、管理能力は向上していることが伺えましたが、滞納総額は前年度より増しております。景気動向が思わしくなく、債務者の資力回復が進まない状況であることは理解しておりますが、公平性や自主財源の確保の面からも、債権回収に向けなお一層の努力を望むものでございます。

2点目は観光振興です。安芸高田市観光協会が設立され、情報発信機能は格段に充実したと受けとめております。しかしながら、なかなか魅力的な観光政策が進展していないと感じているところでもございます。市の強いリーダーシップのもと、関係団体と連携し、一体的、効果的な観光事業の展開を図られ、多方面からの来客者の増加につながることを期待するものであります。

3点目として公共施設現況分析調査でございます。合併に伴い、多くの類似施設があることは市民皆様の共通認識であると思えます。当年度、公共施設の全体像の把握のため調査が行われました。この調査は、当初外部委託を予定されておりましたが、職員で調査し報告書にまとめられ、事業費の節約が図れた事案でございます。今後は、この調査結果をもとに、新しくつくることから賢く使うことへの重点化を図られ、施設の適正配置、経費の節減を実現していただくことを願うものです。

次に、平成25年度水道事業会計決算における審査意見につきまして、お手元の意見書により御報告を申し上げます。

審査に付されました決算書、財務諸表及び附属書類につきまして、関係法令に準拠して作成されているかどうかについて、関係職員の説明を求め、会計帳票等の照合などにより審査を行いました。

審査に付された決算関係書類は、それぞれ法令に準拠して作成されており、計数は正確で、水道事業の経営成績、財政状況を明瞭に示していると認めました。

当年度の純利益は631万7,000円で、前年度と比較しますと、541万9,000円減少し、主要な利益指標であります総収支比率、経常収支比率及び営業収支比率はいずれも前年度を下回りましたが、損益の分岐点であります100%は超えておりますので、一定の収益性は維持されていると思えます。財政状況も支払い能力を示す流動比率や当座比率の指標も

100%を超えておりまして、当面の問題はないと考えているところでございます。

本市の人口減少や市民の節水意識の高まりなどから、水需要の伸びは見込めない状況であると思っておりますので、簡易水道事業等との統合を控え、その的確な資産把握とともに、柔軟で強靱な経営計画を立てられ、安心して快適な生活基盤を維持されることを望みます。

続きまして、決算に基づきます財政の状況でございます。お手元に配付されております、平成25年度安芸高田市健全化判断比率等審査意見書により御報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令等に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、関係職員の説明を求め審査を行いました。審査の結果、健全化判断比率及び資金不足比率はそれぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確であると認めました。

財政健全化を判断する4指標及び資金不足率は、いずれも早期健全化及び経営健全化の基準値を超えておらず、資金不足額は生じておらず、また実質公債費比率、将来負担比率とも2年連続で改善が見られました。今後も財政状況には予断なく望まれ、安定した財政運営に努められることを望みます。

冒頭で申し上げましたように、本市は合併10年を経過いたしました。新市建設計画に一定の区切りをつけられ、歳入では算定替による交付税の段階的減少が平成26年度から始まるなど、新たな局面を迎えようとしております。平成26年度に策定を予定されております総合計画で、本市の持つ歴史や文化、豊かな自然などの財産価値を最大限に引き出せるような明確な方向性を示され、市民全てが輝く安芸高田市を実現していただきますよう要望いたしまして、審査意見の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○塚本議長 以上で審査意見の報告を終わります。

これより本13件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 決算審査が後ほど別の委員会でありますので、詳細についてはここではお伺いしませんが、今、監査委員のほうから報告がありました。65ページから66ページの終わりにという部分です。非常に詳細な監査をされた結果として危機感、課題も見てとれるというふうなことが書いてあります。

とりわけ66ページの上段から7行目あたり、人口減少について食いとめる大きな要因となっていないというような文言があります。これについては、全国規模でそういった課題もありますが、とりわけ監査を行っ

た上でこういった取り組みのすべき点について所見があれば、もう少し詳しくお伺いしたいということ。

2点目は、中ほどにあります自助・共助・公助という、市長がしっかりとそういった視点で行政を運営されておりますが、行政がなすべき公助をはっきり示すべきではないかというような御指摘もあります。私もそういった観点を持っておりましたので、監査委員会としてそういった具体的な所見がありましたら、お伺いしたい。そういったことが2点目です。

3点目はその下にあります、安芸高田市総合計画に期待するところがあるというふうに書いておられますが、監査委員としてどのような具体的なものを期待されるのか、そういったことを御所見があればお伺いしたいと思います。以上、3点をお伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

代表監査委員 木原張登さん。

○木原代表監査委員 先ほどの御質問につきまして、お答えしたいと思います。

まずどういうふうに人を持ってくるかということでございますけれども、各部のほうで提案をされておりますようないろんな事業はされていると思います。実際にはそれが有機的にリンクしていないのではないかというふうな感じがいたしました。それぞれ横のネットワークを持って、どの部署が何をされていてそれがどういう効果があって、それはよその部署にどういうふうな影響を与えているかといったところを十分に検討して効果的な人口流入策というものが全体として見きわめられていないのではないかなという気がいたしました。昔ながらの縦割りという意味ではないんですけれども、やはりそういった横の連携、連絡網というのはしっかりしてると思うんですけれども、実際の事業の計画とか決断というか、そういったものが十分に行われていなくて、それぞれが消化不良等、あるいは実際の効果を生んでいないというようなところが見てとれたように思います。

それから自助・共助につきまして、公助のやり方をしっかりしなさいということをおのほうは考えておったんですけれども、要は、10年先を考えたときに、果たしてこのままでいいのだろうか。私たち市民も今まで公助してもらったんだけど、それは自助・共助でやらなければいけないんだという線はどこかで引くべきではないかと思っております。ずるずると今までの形がこのまま続くとは思いませんので、ここはここまですか役所はやらないんだと。ここまでは自分たちがやらないと仕方がないんだといったところがないと予算的なものがどんどん減っておりますので、そういったことはきちんとしてほしいなと思っております。

それから3点目の新市計画に何を期待するかということなんですけれども、それと連動いたしますけれども、10年先を見据えて市はどんな計画を持っていて、ランディングはどこにあるんだといったようなところが今回の私たちの期待する新市都市計画がきちんと10年先の私たちの生

活はこうなっているんだというのが具体的に見えるような計画であってほしい。それがあれば、それに基づいてどんどんやるから、私たち市民も覚悟ができるというふうな気持ちで新市計画に期待するところであります。以上です。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本13件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第55号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第16、議案第55号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第55号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、いじめ問題対策委員会の設置に伴い、いじめ問題対策委員の報酬を新規に追加いたし、また、母子及び寡婦福祉法の一部改正により、母子自立支援員の名称が母子・父子自立支援員に変更されたことに伴い、条例を改正するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第56号 安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例

○塚本議長 日程第17、議案第56号「安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第56号「安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。



本案は、いじめ防止対策推進法に基づき、安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題対策委員会並びに第三者調査委員会の設置に関する条例を制定するため、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第57号 安芸高田市共同墓地条例等の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第18、議案第57号「安芸高田市共同墓地条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第57号「安芸高田市共同墓地条例等の一部を改正する条例について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、広島法務局において、八千代町向山地区及び八千代町土師地区の山耕重複地番の解消作業が行われ、2地区の山地番に係る地番が変更されたことに伴い、関係する4条例を改正するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 要点の御説明をいたします。説明資料を用意しておりますので、裏面をお開きください。

条例改正の趣旨は、広島法務局が行いました山地番、耕地番、改称作業に伴う関係条例の一括整理でございます。条例改正の理由は、同一大字内の耕地と山間部に同一の地番が付されるという、いわゆる重複地番解消により変更された地番の改正を行うものです。

安芸高田市における平成25年度の実施箇所は、八千代町土師、及び向山で、山番に1万を加算される方法で行われ、本年1月に作業が完了し、先月に土地所有者である安芸高田市にも通知がされたところでございます。議案は条例中の山地番についてそれぞれ1万を加えたものに改正するものでございます。以上でございます。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第57号「安芸高田市共同墓地条例等の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第58号 財産の無償譲渡について【元吉田口駐在所（建物）】

日程第20 議案第59号 財産の無償貸付について【元吉田口駐在所（土地）】

○塚本議長 日程第19、議案第58号「財産の無償譲渡について【元吉田口駐在所（建物）】」の件から、日程第20、議案第59号「財産の無償貸付について【元吉田口駐在所（土地）】」の件までの2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第58号「財産の無償譲渡について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、元吉田口駐在所の建物を、地域の財産として有効に利活用していただくため、地元の地域振興会へ無償で譲渡したく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

元吉田口駐在所の建物は、JR吉田口駅の南側に位置し、駐在所廃止後の平成15年に旧甲田町が譲り受けるとともに、平成26年3月末まで、子どもの活動の拠点施設として地元団体へ無償貸し付けを行ってまいりました。このたび、小原地域振興会より、地域活動拠点の施設として地元で活用したく、建物の無償譲渡の要望がなされております。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第59号「財産の無償貸付について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、議案第58号と関連し、今回地域振興会へ譲渡する元吉田口駐在所の敷地が市有地であることから、市有地を譲渡先に無償で貸し付けたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 要点につきましては、先ほどの市長の提案理由におきまして詳しく説明がされております。説明資料といたしまして、位置図及び現状写真を用意しておりますので、御参照いただきますようお願いをいたします。

議案第59号につきましては、議案第58号で提案しております財産の敷地が市有地であり、地縁団体であります地域振興会が地域の活性化のために活用することから、無償で貸し付けを行いたいとするものでございます。以上でございます。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案2件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第58号「財産の無償譲渡について【元吉田口駐在所(建物)】」の件から、議案第59号「財産の無償貸付について【元吉田口駐在所(土地)】」の件までの2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案2件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第60号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第21、議案第60号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第60号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布され、軽自動車税の税率の改正が行われました。これに伴い、地方税法に規定されていないトラクターやコンバイン等の農耕作業用のものを含む小型特殊自動車等の税率の改正が必要となりました。よろしく御審議の上、適切

なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長

これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長

安芸高田市税条例の一部を改正する条例について、要点の御説明をいたします。

地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布され、軽自動車税の税率の改正が行われました。地方税法に規定されている軽自動車税の税率の改正につきましては、専決処分の上、第2回定例会において議会の承認をいただきましたが、地域的な理由により地方税法に規定されていない小型特殊自動車等につきましても軽自動車税の税率改正が必要となりました。

議案に基づきまして改正内容の御説明をいたします。議案の2ページを御参照ください。

第82条第1項第2号、アに規定する専ら雪上を走行するものは2,400円から3,600円に引き上げします。対象車両はスノーモービル等ですが、現在、安芸高田市内に所有実態はございません。

次に、同号、イの小型特殊自動車の農耕作業用のものは1,600円から2,000円に、その他のものは4,700円から5,900円に引き上げします。事業に使用する軽自動車として1.25倍の引き上げをするものでございます。

施行日は、平成27年4月1日で、平成27年度課税分から適用となります。以上、要点の説明を終わります。

○塚本議長

以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○塚本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○塚本議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。
(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第60号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第61号 安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

○塚本議長 日程第22、議案第61号「安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第61号「安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法による「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月開始に伴い、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律」により、児童福祉法の改正がされたため、保育所待機児童の解消を目的とした、3歳未満対象の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第62号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

○塚本議長 日程第23、議案第62号「安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第62号「安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法による「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月開始に伴い、「子ども・子育て支援法」第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、保育所・幼稚園・認定こども園等の待機児童解消、及び質の向上を目的に、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会

に付託して審査することにいたします。



日程第24 議案第63号 安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例

○塚本議長 日程第24、議案第63号「安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第63号「安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法による「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月開始に伴い、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、児童福祉法の改正がなされたため、児童クラブの質の向上を目的に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。



日程第25 議案第64号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○塚本議長 日程第25、議案第64号「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第64号「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の改正がされたため、条例の文言等の整理を行うものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
福祉保健部長 中元寿文君。

○中元福祉保健部長 議案第64号「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についての要点の御説明を申し上げます。

本案は、次代の社会を担う子ども健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法から、母子及び父子並びに寡婦福祉法への名称等の改正がなされ、次のとおり条文の文言の整理を行うものでございます。本議案に関する法律の改正概要としまして、母子家庭に対する支援の充実、父子家庭に対する支援の拡充が主な内容となっております。

それでは、議案のほうをごらんいただきたいと思えます。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例です。

第1条につきましては、安芸高田市福祉事務所の設置条例の一部の改正により、2ページの第2条、中段にあります所務に、母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務を規定するものでございます。

2条では、ひとり親家庭等医療費支給条例の一部の改正により、3ページになりますが、第3条中、受給資格(1)のとおり、関係法令及び用語の整理を行うものであります。

3条では、安芸高田市営住宅条例の一部改正により、4ページになりますが、第9条の5、寡婦を母子家庭及び父子家庭に改めるものでございます。

4条では、5ページになりますけれども、安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例の一部改正により、第3条中の事業に(5)父子家庭を加え、同じく、第8条中、職員、(3)の母子・自立支援員の職名を母子・父子自立支援員に改めるものでございます。

以上で、本案の要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第65号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○塚本議長 日程第26、議案第65号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第65号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月から、「安芸高田市立吉田保育所」に指定管理者制度を導入しようとするものであります。よろしく御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第67号 平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）

日程第28 議案第68号 平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第29 議案第69号 平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第30 議案第70号 平成26年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第31 議案第71号 平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第32 議案第72号 平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第33 議案第73号 平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第34 議案第74号 平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）

日程第35 議案第75号 平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○塚本議長 日程第27、議案第67号「平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件から、日程第35、議案第75号「平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件までの9件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第67号「平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、4億4,169万9,000円を追加し、予算の総額を205億5,683万8,000円とするものであります。

次に、議案第68号「平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,498万5,000円を追加し、予算の総額を41億3,180万円とするものであります。

次に、議案第69号「平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、737万8,000円を追加し、予算の総額を4億8,531万5,000円とするものであります。

次に、議案第70号「平成26年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,700万円を追加し、予算の総額を43億2,258万4,000円とするものであります。

次に、議案第71号「平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、144万円を追加し、予算の総額を4億1,115万6,000円とするものであります。

次に、議案第72号「平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、310万円を追加し、予算の総額を4億3,359万円とするものであります。

次に、議案第73号「平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、345万円を追加し、予算の総額を4億2,791万9,000円とするものであります。

次に、議案第74号「平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、30万円を

追加し、予算の総額を1,084万4,000円とするものであります。

次に、議案第75号「平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、701万2,000円を追加し、予算の総額を10億9,914万1,000円とするものであります。以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案9件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案9件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

次回は9月11日午前10時から再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員